

議案第 25 号

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 14 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

墨田区道路占用料等徴収条例（昭和 47 年墨田区条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「。以下「電線共同溝整備法」という。」を削り、「又は電線共同溝整備法」を「又は同法」に、「占用開始（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により行った許可又は電線共同溝整備法第 21 条の規定により成立した協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始する日）」を「占用の期間の開始」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる占用料は、当該各号に定める時期に徴収するものとする。

占用の期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の期間に係る各年度分の占用料 毎年度 4 月 30 日まで

現に占用を継続するもので期間を更新する場合における期間更新以降の期間に係る占用料（前号に掲げるものを除く。） 占用の更新期間の開始の日から 1 月以内

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「6,570 円」を「6,750 円」に、「10,200 円」を「10,300 円」に、「3,740 円」を「4,480 円」に、「6,040 円」を「7,240 円」に、「8,320 円」を「9,980 円」に、「510 円」を「600 円」に、「68 円」を「60 円」に、「33

円」を「36円」に、「5,180円」を「5,900円」に、「3,450円」を「3,610円」に、「10,700円」を「12,000円」に、「20,400円」を「18,000円」に、「9,440円」を「11,300円」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「130円」を「140円」に、「220円」を「250円」に、「330円」を「360円」に、「510円」を「540円」に、「680円」を「720円」に、「1,040円」を「1,080円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「2,410円」を「2,530円」に、「3,450円」を「3,610円」に、「6,910円」を「7,230円」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「7,240円」を「8,680円」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「9,440円」を「11,300円」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「10,400円」を「9,020円」に、「6,250円」を「5,410円」に、「8,220円」を「8,040円」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「200円」を「180円」に、「20,400円」を「18,000円」に改め、同表令第7条第1号に掲げる物件の項中「20,400円」を「18,000円」に、「8,640円」を「9,460円」に、「200円」を「180円」に、「204,000円」を「180,400円」に、「102,000円」を「90,200円」に改め、同項の次に次のように加える。

令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メートルにつき1年	12,000円
令第7条第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額

別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料置場の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「12,900円」を「15,400円」に、「4,170円」を「5,000円」に、「20,400円」を「18,000円」に改め、同表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設の項中「第7条第4号」を「第7条

第 6 号」に、「同条第 5 号」を「同条第 7 号」に、「9,440 円」を「11,300 円」に改め、同表令第 7 条第 6 号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）の項中「第 7 条第 6 号」を「第 7 条第 8 号」に改め、同表令第 7 条第 7 号に掲げる施設並びに同条第 8 号に掲げる施設及び自動車駐車場（同号口に掲げる道路に係るものを除く。）の項中「第 7 条第 7 号」を「第 7 条第 9 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 10 号」に改め、同表令第 7 条第 9 号に掲げる応急仮設建築物の項中「第 7 条第 9 号」を「第 7 条第 11 号」に改め、同表令第 7 条第 10 号に掲げる器具の項中「第 7 条第 10 号」を「第 7 条第 12 号」に改め、同表令第 7 条第 11 号に掲げる施設の項中「第 7 条第 11 号」を「第 7 条第 13 号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 4 条第 1 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用する。ただし、同日前に占用許可を受け、既に占用料を納付したものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

道路法施行令の一部改正に伴い道路占用料を徴収する占用物件を新設するとともに、固定資産税に係る固定資産の評価替えに伴い同占用料を改定するほか、占用の期間が複数年度にわたる場合の同占用料の徴収方法等を改める必要がある。